

砂川市訓令第41号
令和7年4月11日

砂川市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市幼稚園型一時預かり事業実施要綱（平成29年訓令第19号）の一部を次のように改正する。

別表（第12条関係）の1 在園児の項中

「

(1) 基本分	①平日 (月曜日から金曜日まで)	400円	年間延べ利用児童数が2,000人以下の施設の場合は、1,600,000円を年間延べ利用児童数で除した額から400円を減じた額（10円未満切捨て）を児童1人当たりの日額とする。
	②長期休業日 (8時間未満)	400円	
	③長期休業日 (8時間)	800円	

」

を

「

(1) 基本分	①平日 (月曜日から金曜日まで)	440円	年間延べ利用児童数が2,000人超の施設
		1,600,000円を年間延べ利用児童数で除した額から400円を減じた額（10円未満切捨て）	年間延べ利用児童数が2,000人以下の施設
	②長期休業日 (8時間未満)	440円	年間延べ利用児童数が2,000人超の施設
		400円	年間延べ利用児童数が2,000人以下の施設
	③長期休業日 (8時間以上)	880円	年間延べ利用児童数が2,000人超の施設
		800円	年間延べ利用児童数が2,000人以下の施設

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月11日から施行し、改正後の砂川市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。